

いちき串木野市脱炭素ロードマップ策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、ゼロカーボンシティ（2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す）の実現を見据え、本市の脱炭素ロードマップ（以下「ロードマップ」という。）を策定するため、いちき串木野市脱炭素ロードマップ策定委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討を行うものとする。

- (1) 2050年までに達成すべき温室効果ガス排出量の削減目標等の設定に関すること。
- (2) 地域脱炭素を実現するための施策の調査及び検討に関すること。
- (3) 前2号の実現に向けた進捗管理に関すること。
- (4) その他地域脱炭素の実現に向けて必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員25人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係団体代表者
- (2) 学識経験者
- (3) 関係市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は副市長をもって充てる。

- 2 委員長は会務を総括し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務を処理するため、企画政策課に事務局を置く。

(その他)

第8条 この要綱の定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。